

# 重要事項説明書

## ( 訪問看護 )

訪問看護のサービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

名 称	和 同 会
所 在 地	山口県宇部市大字西岐波 2 2 9 番地の 3
法 人 種 別	医 療 法 人
代 表 者 職 名	理 事 長 高 橋 幹 治

### 2. ご利用の事業所

名 称	医療法人和同会 訪問看護ステーション ハローナース宇部
所 在 地	山口県宇部市大字西岐波 2 2 9 番地の 3
管 理 者 の 氏 名	管理者 古田 恵
電 話 ・ F A X 番 号	(0836) 5 1 - 1 3 0 0 Tel・Fax 共通
指 定 事 業 所 番 号	3 5 6 0 2 9 0 0 0 3

### 3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指し、主治の医師の指示に基づき、適正なサービスの提供を行うことを目的とします。
運 営 の 方 針	① 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。 ② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けてサービスを提供します。 ③ 事業の実施に当たっては、地域や家族との連携を重視し、関係市町村をはじめ、主治の医師及び居宅支援事業者、その他保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

### 4. 訪問看護の内容

内 容	①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥認知症患者の看護 ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧カテーテルの管理 ⑨その他医師の指示による医療処置 ⑩内服管理 ⑪ターミナルケア
-----	--

### 5. 秘密保持

秘 密 保 持	① 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。 ② サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。
---------	---

## 6. 職員の職種、人数及び職務体制

従業者の職種	員数	勤務形態	休暇	保有資格
管理者	1名	常勤専従・8:30～17:30	4週8休	看護師
保健師	1名	同上	4週8休	職種に同じ
看護師	2名	同上	4週8休	職種に同じ
	1名	非常勤専従・24時間/週		
理学療法士	1名	常勤兼務・8時間/週	4週8休	職種に同じ

## 7. 営業日 \*但し利用者の実情に応じ、24時間常時連絡できる体制になっています。

営業日	毎週月曜日から金曜日の平日（盆、年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

## 8. 通常の事業の実施地域

\*通常の実施地域以外の利用者の場合は、要した交通費などをご負担いただくことがあります。

実施地域	宇部市全域、山口市の阿知須、佐山及び嘉川地区
------	------------------------

## 9. サービスの内容と利用料

サービスの内容	<p>① サービスの提供に当たっては、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて訪問看護計画を作成し、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、適切な看護技術をもってサービスを提供します。</p> <p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、療養上必要な事項について理解しやすく説明を行います。</p>
---------	---

### (1) 基本利用料

利用料等は、別紙1のとおりです。

負担額は、原則として介護保険の給付対象となる項目については1割～3割となります。

なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

また、介護保険の給付の対象外となる場合は、全額自己負担となります。

利用者負担金は、サービス提供の翌月10日頃までに請求書及び明細書をお渡しします。20日銀行口座引落もしくは、同日頃までに事業所の窓口又は訪問担当者へ現金でお支払いください。

## 10. 苦情など申立先

当事業所ご利用に際して、ご不明な点や疑問点、苦情等ございましたら、下記相談窓口まで、お気軽にご相談ください。責任を持って、調査・改善をさせていただき等、当院で定めた手順により迅速、適切丁寧に対応します。

当事業所 ご相談 窓口	<p>訪問看護ステーション ハローナース宇部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間 8:30～17:30（土・日、祝祭日、盆、年末年始を除く）</li> <li>・電話 (0836) 51-1300</li> </ul> <p>又は当事業所にて対応、もしくは訪問いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者 管理者 古田 恵</li> </ul> <p>【宇部市高齢者総合支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話 (0836) 34-8396</li> </ul> <p>【山口市健康福祉部介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話 (083) 934-2795</li> </ul> <p>【山口県国民健康保険団体連合会 苦情相談室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日は除く）</li> <li>・電話 (083) 995-1010</li> </ul>
-------------------	---

## 11. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行ないます。
損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものとしたします。なお、当施設の加入している損害賠償保険は以下の通りです。 【加入保険】 訪問看護事業総合補償制度（訪問看護共済会） 【保険会社】 三井住友海上保険株式会社 【保険内容】 身体賠償（1億円）
再発防止	当事業所内にて定めた医療安全管理マニュアルにより、原因解明及び再発防止対策を必要に応じて講じます。

## 12. 個人情報の保護

対応方法	<p>① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。</p>
------	--

## 13. 衛生管理について

対応	事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに事業所の設備、備品などの衛生的な管理に努めるものとします。また、事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
委員会の設置	事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
研修の実施	看護師等に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

## 12. 緊急時の対応

対応方法	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合、必要に応じ臨時応急の手当を行うとともに、主治の医師へ連絡をとり、指示を求める等、必要な措置を講じます。
------	--

## 13. ハラスメントに関する対応

対応方法	事業所は、適切な施設介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした行動であって、常務上必要かつ範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
------	---

#### 14. 事業継続計画等

対応	事業所は、地震や風水害をはじめとした自然災害、大火災、感染症の拡大などの緊急事態に遭遇した場合においても、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための行動計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
研修の実施	看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回）に実施するものとする。

#### 15. 虐待防止に関する対応

対応方法	<p>① 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る</p> <p>(2) 虐待防止のための指針を整備する。</p> <p>(3) 虐待を防止するための定期的（年1回以上）な研修を実施する。</p> <p>(4) 虐待を防止するために必要な措置を適切に行うために担当者を置く。（担当者名：古田 恵）</p> <p>② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。</p>
------	--

#### 16. 身体拘束

対応方法	事業所は当該利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という）は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
------	---

#### 17. その他運営についての留意事項

研修	<p>看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備します。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内実施。</p> <p>(2) 継続研修 年2回以上実施。</p>
秘密保持	事業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密について、従業員でなくなった後もその秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。

#### 事業者名及び重要事項説明者

<p>訪問看護事業者</p> <p>医療法人和同会 訪問看護ステーション ハローナース宇部</p> <p>管理者 古田 恵 印</p>	<p>重要事項説明者</p> <p>氏名.....印</p>
---	--------------------------------

## 介護保険利用料金一覧表

利用料等	負担額（自己負担）		備考
看護	20分未満	314円	・通常時間帯（8：30～17：30）の金額です。 夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）の場合は通常時間帯の2割5分増しの額、 深夜（22：00～翌朝6：00）の場合は、5割増しの額となります。
	30分未満	471円	
	30分以上60分未満	823円	
	60分以上90分未満	1,128円	
リハビリ	20分未満	294円	1日3回以上の場合は90/100
	40分未満	588円	
定期巡回随時対応型・連携		2,961円	1ヵ月につき 介護度1～4
定期巡回随時対応型・連携		3,761円	1ヵ月につき 介護度5
緊急時訪問看護加算ⅠⅠ/ⅡⅠ		600円/574円	1ヵ月につき
特別管理加算Ⅰ		500円	1ヵ月につき
特別管理加算Ⅱ		250円	1ヵ月につき
サービス提供体制加算1		6円	訪問1回につき（一般の場合）
サービス提供体制加算Ⅰ2		50円	1ヵ月につき（定期巡回の場合）
初回加算（退院当日/翌日以降）		350円/300円	退院時のみ
退院時共同指導加算		600円	退院時のみ
複数名訪問加算	30分未満	254円	
	30分以上	402円	
長時間訪問看護加算		300円	1時間30分を超えた場合
ターミナル加算		2,500円	死亡月
エンゼルケア		10,000円	実費（介護保険給付対象外）